

## CONTENTS

- 2 ▶ 5 **17年度新佐賀市の家計簿(財政状況)を公表します**
- 6 ▶ 7 諸富町と大和町の市街化区域の固定資産に都市計画税が課税されます
- 8 ▶ 9 掲示板
- 10 年末年始の市役所業務
- 11 ▶ 14 **年末ごみ特集**
- 15 上水道・簡易水道の水道料金について
- 16 第3回まちおん開催決定 出演者募集
- 17 隣接校選択制及び特認校制申請結果
- 18 私立保育園子育てサロン
- 19 おたっしや倶楽部通信
- 22 みどりのページ



### ☆作者プロフィール

鷺頭 正春 (53歳) 佐賀市諸富町  
長光園 (身体障害者施設) ショートステイ利用

### ☆作者コメント

「筋ジストロフィーを患って、次第に手や指先に力が入らなくなってきましたが、大好きな絵を描くことはやめられません」

この冊子は1部当たり約36円で作成しています。  
(ただし人件費など間接経費は含まれていません)

**R100**  
古紙配合100%再生紙を  
使用しています。

**PRINTED WITH SOYINK™**  
この印刷物は大豆油インキ  
を使用しています。

# 17年度新佐賀市の家計簿 (財政状況) を公表します

詳しい内容については、  
下記までお問い合わせください。  
本庁 財政課 ☎40・7040

皆さんが納めた税金がどのように使われているか、また市の財政がどのような状況にあるのか、知っていただくために財政状況を公表しています。

今回は、10月1日に市町村合併を行いましたので、旧市町村の決算状況と新市の予算状況をお知らせします。

## 一般会計

一般会計は、特別会計や企業会計以外の地方公共団体の行政サービスの経費を計上した会計で、環境、福祉、教育や道路・河川整備などいろいろな事業を行っています。

## 旧市町村別決算状況 (見込み)

市町村別	旧予算額①	収入済み額②	支出済み額③	収支差引額 ②-③=④	一時借入金⑤	引継金 ④+⑤=⑥
旧佐賀市	506億3,980万円	259億5,248万円	228億5,474万円	30億9,774万円		30億9,774万円
旧諸富町	38億6,381万円	22億2,177万円	19億3,053万円	2億9,124万円		2億9,124万円
旧大和町	62億7,003万円	33億6,426万円	31億2,984万円	2億3,442万円		2億3,442万円
旧富士町	63億9,216万円	22億5,913万円	28億5,353万円	△5億9,440万円	6億5,000万円	5,560万円
旧三瀬村	18億9,756万円	9億 238万円	9億1,588万円	△1,350万円	4,000万円	2,650万円
総合計	690億6,336万円	347億 2万円	316億8,452万円	30億1,550万円	6億9,000万円	37億 550万円

※表示単位未満は四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

## 財政用語集

**収支差引額** 決算時点での収入と支出の差額。支出が収入を上回ると赤字となる。  
**一時借入金** 支払いを行うために、金融機関等から一時的に借金をすること  
**引継金** 新しい市に持越しを行う金額

## ◎新市予算の考え方

平成17年度の新市の予算は、合併前のそれぞれの市町村で計画されていた事業を行うために、9月末までに執行した残りのお金と、合併に伴い必要になった経費、新市として行うべき事業の経費を計上しています。

## ◎合併による主な予算の増減

### 【増分】

- ・市長および市議会議員選挙費
- ・生活保護費 (町村は県で対応していた)

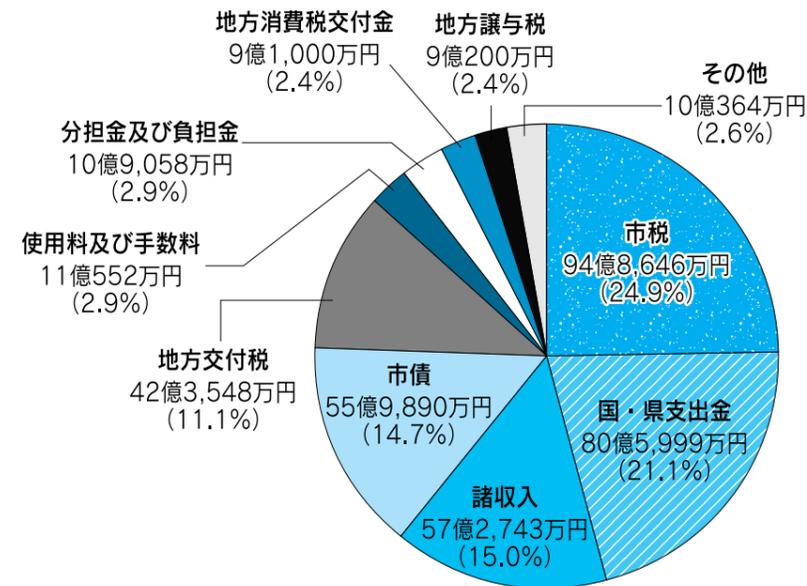
### 【減分】

- ・町村長や助役、教育長などの人件費
- ・町村の議員報酬

## ◎新市予算(案)の状況

【歳入 総額 381億2,000万円】

(旧予算額①-収入済み額②+引継金⑥+追加分)

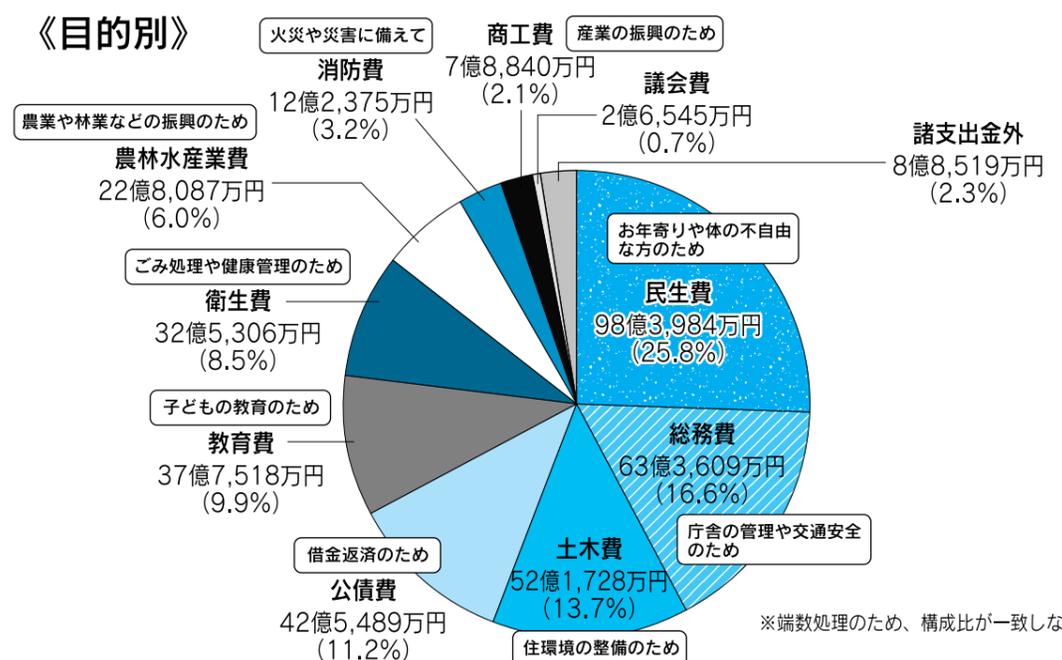


## 財政用語集

- 市税/市民税や固定資産税などの税金
- 国・県支出金/特定の事業に対して国や県から交付されるお金
- 地方交付税/すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを行えるよう国から交付されるお金
- 市債/道路や河川などの社会基盤を整備するために市が銀行などから借りるお金

【歳出 総額 381億2,000万円】

(旧予算額①-支出済み額③+追加分)



※端数処理のため、構成比が一致しない場合があります。

## 特別会計

特別会計は、特定の収入（国民健康保険料や下水道使用料など）でその事業の支出が賄われます。新佐賀市には、国民健康保険事業や公共下水道事業などの7会計があります。

会計別旧市町村別決算状況（見込み）及び新市予算額（案）

会計 【新市予算額】	市町村別	旧予算額	収入済み額	支出済み額	収支差引額	他会計からの繰替	一時借入金	引継金
国民健康保険 【118億6,904万円】	旧佐賀市	142億2,350万円	47億2,778万円	62億9,608万円	15億6,830万円	15億6,830万円		
	旧諸富町	12億9,170万円	5億2,579万円	5億2,058万円	520万円			520万円
	旧大和町	18億8,521万円	6億8,662万円	9億3,580万円	2億4,919万円	1億4,919万円	1億円	
	旧富士町	5億9,236万円	2億7,144万円	2億3,963万円	3,181万円			3,181万円
	旧三瀬村	1億9,304万円	7,356万円	7,283万円	73万円			73万円
	合計	181億8,581万円	62億8,519万円	80億6,493万円	17億7,975万円	17億1,749万円	1億円	3,774万円
国民健康保険診療所 【5,237万円】	旧三瀬村	7,937万円	3,736万円	3,731万円	5万円			5万円
老人保健医療 【113億6,756万円】	旧佐賀市	163億2,767万円	77億1,903万円	77億1,889万円	14万円			14万円
	旧諸富町	12億3,781万円	5億6,655万円	5億4,782万円	1,873万円			1,873万円
	旧大和町	25億2,655万円	10億9,389万円	10億9,385万円	5万円			5万円
	旧富士町	8億5,179万円	3億7,527万円	3億7,527万円				
	旧三瀬村	2億8,058万円	1億2,526万円	1億2,120万円	406万円			406万円
	合計	212億2,442万円	98億8,000万円	98億5,702万円	2,298万円			2,298万円
公共下水道 【102億8,333万円】	旧佐賀市	118億7,075万円	29億4,833万円	28億4,484万円	1億349万円			1億349万円
	旧諸富町	9億8,425万円	9,372万円	3億833万円	2億1,462万円	2億1,462万円		
	旧大和町	9億3,559万円	2億3,969万円	2億7,137万円	3,168万円	3,168万円		
	合計	137億9,059万円	32億8,174万円	34億2,454万円	1億4,281万円	2億4,629万円		1億349万円
特定環境保全公共下水道 【4億2,640万円】	旧富士町	4億9,772万円	6,172万円	6,109万円	63万円			63万円
農業集落排水 【9億6,439万円】	旧佐賀市	7億7,192万円	1,277万円	1,273万円	4万円			4万円
	旧諸富町	1,988万円	1,012万円	888万円	124万円			124万円
	旧富士町	3億1,852万円	1億1,807万円	1億1,708万円	99万円			99万円
	合計	11億1,031万円	1億4,096万円	1億3,869万円	226万円			226万円
	旧大和町	2,363万円	1,228万円	1,149万円	79万円			79万円
簡易水道 【3,772万円】	旧富士町(中央)	4,918万円	2,552万円	2,552万円				
	旧富士町(南部)	251万円	105万円	72万円	33万円			33万円
	合計	7,532万円	3,885万円	3,773万円	113万円			113万円

\*表示単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

## 財政用語集

他会計からの繰替

支払いを行うために、他の会計（この場合は一般会計）等から一時的に借金をすること

## 市有財産（市の財産）の状況

市の土地、建物や基金など、新佐賀市の平成17年10月1日現在の財産の状況は、下記のとおりです。〔企業会計分除く〕

	土地 市有地 (m <sup>2</sup> )	建物 (m <sup>2</sup> )	基金	有価証券その他 証券	車など重要備品 (個)	
計	12,719,342	667,843	180億7,036万円	50億2,047万円	1,957	
内訳	旧佐賀市	4,288,119	492,181	136億9,811万円	43億7,282万円	1,576
	旧諸富町	182,932	51,841	5億6,957万円	4億1,361万円	87
	旧大和町	1,108,305	67,703	7億993万円	1億1,854万円	79
	旧富士町	2,766,495	34,663	18億4,391万円	8,844万円	200
	旧三瀬村	4,373,491	21,455	12億4,884万円	2,706万円	15

この他、温泉権（旧富士町）12m<sup>2</sup>があります。

## 企業会計

企業会計は、一企業の経営という観点から経理している会計です。新佐賀市には、交通事業や水道事業などの4会計があります。

企業別決算状況（見込み）および新市予算状況（案）

企業名	区分	旧予算額	収入・支出済み額	新予算額	
交通	営業活動によるもの	収入	7億335万円	3億2,470万円	3億8,321万円
		支出	9億227万円	4億2,368万円	4億7,868万円
	建設改良に要するもの	収入	570万円	87万円	570万円
		支出	1億4,658万円	84万円	1億4,574万円
水道	営業活動によるもの	収入	44億1,375万円	21億8,400万円	23億8,607万円
		支出	43億3,871万円	20億7,236万円	23億4,755万円
	建設改良に要するもの	収入	5億4,342万円	1億3,728万円	4億3,536万円
		支出	16億8,976万円	6億7,751万円	10億7,673万円
工業用水道	営業活動によるもの	収入	612万円	214万円	398万円
		支出	612万円	214万円	398万円
	建設改良に要するもの	収入	257万円	182万円	75万円
		支出	346万円	182万円	188万円
富士大和温泉病院	営業活動によるもの	収入	15億4,700万円	5億9,554万円	7億6,840万円
		支出	15億4,700万円	7億2,597万円	7億6,840万円
	建設改良に要するもの	収入	1億1,933万円	6,063万円	5,989万円
		支出	1億8,003万円	9,017万円	8,986万円

\*表示単位未満は四捨五入のため、合計等が一致しない場合があります。

## 市債（市の借金）の状況

道路、河川、公園や小・中学校、下水道などの公共施設の整備を行うために、国や金融機関などから長期にわたって借りているお金のことです。

（平成17年10月1日現在の見込額）

一般会計 ……878億7,430万円

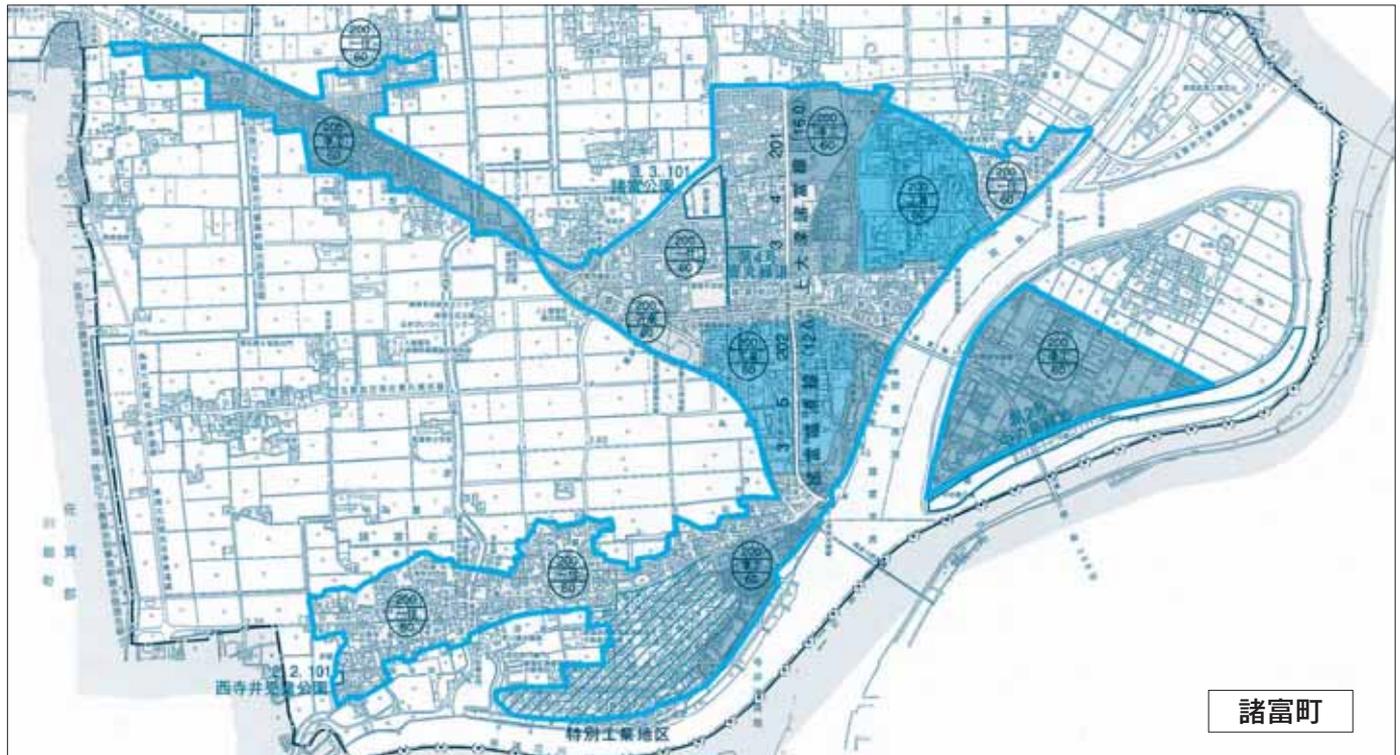
特別会計 ……449億4,684万円

一般会計でみると  
市民1人当たり  
約42.5万円



## 一時借入金の状況

年度内に、資金が不足した場合に、一時的に借り入れるお金のことです。平成17年10月1日現在で7億9千万円借り入れています。（一般会計…6億9千万円、特別会計…1億円） 企業会計除く



### 2-3 固定資産税と都市計画税の課税標準と税率・税額

固定資産税と都市計画税における課税標準額(税額計算のもとになる価額)は、家屋については固定資産課税台帳に登録された固定資産評価額、土地については固定資産評価額を基に価格の上昇や下落に伴う調整措置や住宅用地に対する特例などを講じた後の価額となります。

**課税標準額の計算例(平成17年度)** 注: 地方税法改正により変更になる場合があります。

区 分		固定資産税の課税標準額	都市計画税の課税標準額	
土地	家屋 ※1	評価額	評価額	注: 左記の土地課税標準額は本則であり、実際の税額計算では税負担の調整措置が講じられますので、この額より低く算定されます。
	小規模住宅用地 ※2	評価額の1/6	評価額の1/3	
	一般住宅用地	評価額の1/3	評価額の2/3	
	市街化区域の農地	評価額の1/3	評価額の2/3	
	非住宅用地	評価額の7/10	評価額の7/10	

1新築住宅の場合、固定資産税額については一定期間軽減措置が別途設けられています。

2小規模住宅用地とは住宅1戸当たり200㎡までの敷地、一般住宅用地とは住宅1戸当たり200㎡を超え住宅の延床面積の10倍までの敷地となります。

### 2-4 固定資産税と都市計画税の免税点

市内で同一の人が所有する土地や建物の各々の課税標準額合計が一定の金額に満たない場合には、固定資産税と都市計画税は課税されません。

税 目	区分	要 件	課税適用
固定資産税・都市計画税	家屋	課税標準額の合計<20万円	課税しない
	土地	課税標準額の合計<30万円	

## 3. 固定資産税・都市計画税と市県民税の納期

新佐賀市となり、旧諸富町・旧大和町・旧富士町・旧三瀬村にお住まいの方や固定資産をお持ちの方は、平成18年度の固定資産税・都市計画税および市県民税の納期は、下記のとおりに変更されますのでご注意ください。

平成18年度

税 目	納税通知書交付	第1期納期限	第2期納期限	第3期納期限	第4期納期限
固定資産税・都市計画税	5月上旬	5月末	7月末	9月末	11月末
市県民税	6月上旬	6月末	8月末	10月末	12月末

問い合わせ 本庁 資産税課 ☎土地40・7070 家屋40・7071  
 大和支所 市民サービス課 課税係 ☎51・2412  
 諸富支所 市民サービス課 課税係 ☎47・2131(代表)

# 諸富町と大和町の市街化区域の固定資産に都市計画税が課税されます

旧佐賀市の市街化区域に所在する固定資産については、旧佐賀市市税条例によりすでに都市計画税を課税していましたが、新佐賀市市税条例の施行により、平成18年度から諸富町と大和町の市街化区域に所在する固定資産についても都市計画税を課税することになりました。

## 1. 都市計画とは

都市計画とは都市計画法に基づく総合的な街づくり計画のことで、佐賀市の行政区域のうち、旧佐賀市全域・旧諸富町全域・大和町の一部地域（春日・川上地区）が佐賀都市計画区域として指定されています。

都市計画区域は、都市を計画的に開発していく上で市街化を推進する「市街化区域」と、農業用地保全や緑地保全を重点とし市街化を抑制する「市街化調整区域」に分類されます。

都市計画税は、市街化区域において都市が機能的に開発されるように都市施設整備や市街地開発事業などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に使われている目的税です。

### 都市施設整備

1. 道路、駐車場などの交通施設
2. 公園、緑地、広場などの公共空地
3. 水道・電気・ガス供給施設、下水道整備、汚物処理場、ごみ焼却場
4. 河川その他の水路
5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
6. 病院、保育所、社会福祉施設など

### 市街地開発事業

1. 土地区画整理事業や開発許可により住宅地、商業地、工業地などの面的な整備を行います。

## 2. 都市計画税について

### 2-1 都市計画税を納める人（納税義務者）、課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、毎年1月1日（賦課期日）現在の市街化区域に所在する固定資産（土地・家屋）の所有者で、登記簿に登記または固定資産補充課税台帳に登録されている方です。

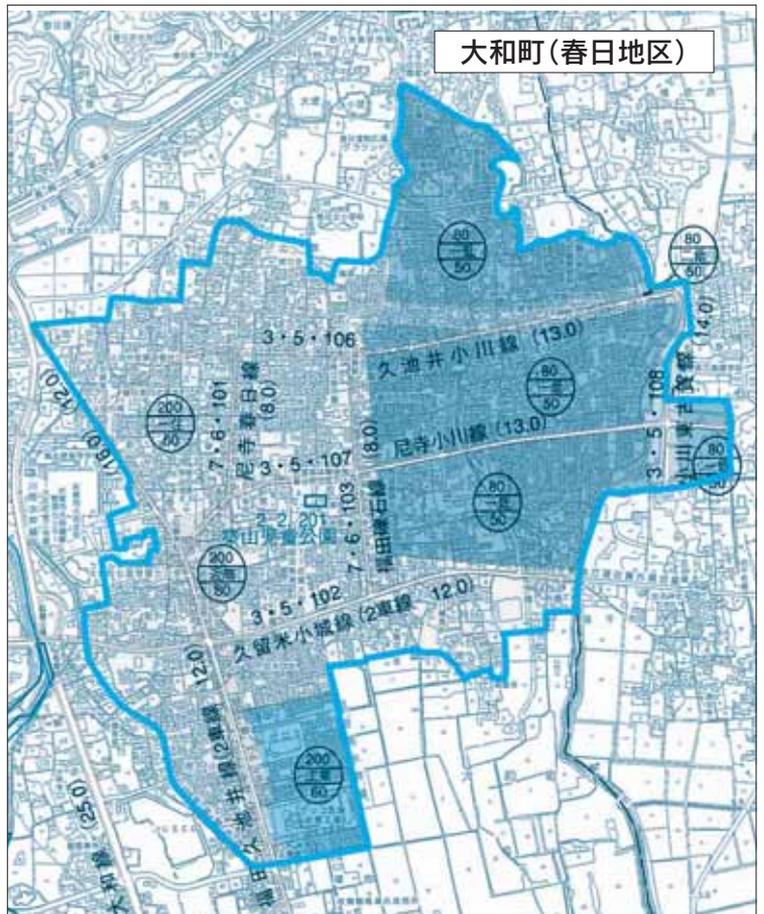
固定資産税・都市計画税の適用関係

区域区分		固定資産税	都市計画税
都市計画区域	市街化区域	適用	適用
	市街化調整区域	適用	非適用
都市計画区域外		適用	非適用

### 2-2 税額の計算方法

税額の計算方法は、固定資産税と同様な計算が行われます。

$$\begin{aligned} \text{固定資産税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} 1.4\% \\ \text{◆都市計画税額} &= \text{課税標準額} \times \text{税率} 0.25\% \end{aligned}$$



佐賀市の行政区域と都市計画区域

（面積単位：km<sup>2</sup>）

	佐賀市	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧富士町	旧三瀬村
行政区域	355.15	103.76	12.02	55.42	143.25	40.70
都市計画区域	144.58	103.76	12.02	28.80	0	0
市街化区域	29.50	24.66	2.54	2.30	0	0
市街化調整区域	115.08	79.10	9.48	26.50	0	0
都市計画区域外	210.57	0	0	26.62	143.25	40.70